
保 健 相 談

動 向

労働者を取り巻く環境は、年々厳しくなっている。一般定期健康診断結果の有所見率は、平成26年度統計で53.2%と増加し続けている。また、業務によるストレスが関係した精神障害の労災請求件数も増え続け、自殺者数はここ数年減少傾向で、3万人を下回ったものの依然多い現状にある。このような状況下で、国は、平成26年6月25日に改正労働安全衛生法を交付し、平成27年12月からストレスチェックが施行された。

保健相談事業としても、企業や自治体など各種団体の健康管理に携わり、ストレスチェック制度における保健師の役割を自覚し、心身両面の健康保持増進、疾病予防、悪化防止、疾病管理などの専門的支援を行った。

1 保健相談事業

保健相談事業は①産業保健②メンタルヘルス、③特定保健指導の3事業を軸に展開している。各事業は契約形態により、関わり方に特徴を持っている。(総合サービス 年間契約)専任保健師を決め、事業場の産業医、衛生管理スタッフらと、連携を取りながら産業保健全般を継続的に支援している。(部分サービス 短期契約)業務委託内容にあわせ健診事後の保健指導や集団健康教育、ストレス調査、健診時全員面接、特定保健指導等を部分的に支援している。

(1) 産業保健

事業場毎の産業保健活動全般への支援を行っている総合サービス(年間契約)の業務は、職場巡回、安全衛生計画立案への協力、健康診断事後措置等の保健相談、従業員の心身両面からの不調者への対応、過重労働者の職場・労働環境の変化に対する個別のセルフケア支援および組織へのアプローチ等で、主に産業看護職を設置していない中小事業場への支援を行っている。またストレスチェック導入に向けての計画支援や、事業場担当者、産業医との連携を強め、高ストレス者への対応を行っている。

その他、支援内容は多様化しており、事業場担当

者と優先順位を決めて支援している。産業看護職を設置している大中規模事業場においても、産業保健の部分的サービスを提供している。

(2) メンタルヘルス

ストレスチェック制度が施行され、事業場のメンタルヘルスを含めた産業保健の推進が期待されている。そのため、契約事業場へはメンタルヘルスをサポートする保健師の立場から、体制や仕組みづくりへ支援、実施者としての役割など積極的に取り組んだ。また、個人への予防の知識の普及によるセルフケア支援や、メンタルヘルス不調者への対応、復職支援など一次予防から、三次予防まで支援している。その他、健康診断事後指導と合わせた健診時面接や、うつ病の早期発見による構造化面接、また、ライフサポートクリニックによる個別対応を実施している。

(3) 特定保健指導

医療保険者の要望により、巡回型、協会来所型、人間ドック当日実施型等、多様な形で実施している。また問題や課題には、医療保険者や事業場と協議して進めている。

2 健康増進活動

THP事業として保健師、医師、運動指導士、栄養士と連携して、個別に合わせた健康づくりの支援をしている。産業保健や、特定保健指導でも健康づくりの考え方を導入している。

3 施設内保健相談

健康診断の結果について、電話や来所での保健相談が受けられるよう体制をつくっている。また、健診受診時の保健相談に加え、26年度より新たに東電福島原発作業従事者健診での保健指導も実施している。また、労災二次健診や、各種外来を活用した保健指導やメンタルヘルスの保健相談も行っている。

関係の集計表は162頁に掲載
